

9月・10月は行政相談月間です

≪無料・秘密厳守≫

【総務省 きくみみ和歌山主催】

— 登記・税金・相続など —

きくみみ和歌山

「暮らしのなんでも相談所」



総務省行政相談センター

日時：令和8年 **10月14日**（水）13時～16時（予約優先）

※ 受付は15時30分まで。受付多数となった場合は締め切らせていただきます。

場所：和歌山ビッグ愛 1階 展示ホール（和歌山市手平2-1-2）

このようなことが相談できます（相談例）	参加予定機関
土地建物の売買・相続による登記手続きに関する事	和歌山地方法務局、 和歌山県司法書士会
解雇、雇止め、パワハラ等職場でのトラブルに関する事	和歌山労働局
年金の受給手続き等に関する事	和歌山西年金事務所
県の行政全般に関する事	和歌山県
警察相談に関する事	和歌山県警察本部
市の行政全般に関する事	和歌山市
相続、離婚、交通事故、金銭貸借等をめぐるトラブルに関する事	和歌山弁護士会
国税（所得税、贈与税、相続税等）の申告方法や課税額の計算方法に関する事	近畿税理士会
国・独立行政法人等の業務全般に関する事	行政相談委員、 きくみみ和歌山

＜ご来場される皆様へ＞

- ・ **予約**される場合は、9月30日(水)から10月13日(火)正午までに下記お問合せ先までお電話ください（受付時間：平日8時30分～17時15分）。
また、予約の段階で満員となった場合は、当日受付はできませんのでご了承ください。
なお、当日空きがある場合は、予約なしでもご相談いただけます。
- ・ 相談時間は、お一組様25分以内でお願いします。
- ・ 相談所利用による駐車料金の割引は行っていません。



【予約・お問合せ先】
総務省 和歌山行政監視行政相談センター
〔総務省 行政相談センター きくみみ和歌山〕
電話：073-431-8221

＜HPはこちら＞



Q 行政相談とは？

A 総務省の行政相談は、国の行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

Q 行政相談の窓口はどこにあるの？

A 都道府県庁所在地等に設置されている総務省行政相談センターでご相談いただけます。ご相談は、電話・インターネット・来訪・手紙・FAXで受け付けています。



詳しくは、

行政相談



〒640-8143

和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎3階

行政苦情 110 番 0570-090110

FAX 073-436-5899

また、各市町村に1名以上配置されている行政相談委員にもご相談いただけます。

Q 行政相談委員とは？行政相談委員にはどこで相談できるの？

A 行政相談委員は総務大臣が委嘱した民間有識者です。無報酬のボランティアとして国の行政などに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。和歌山市担当の行政相談委員は、定期的に相談所を開設していますので、お気軽にご相談ください（予約不要、無料・秘密厳守）。

【和歌山市担当行政相談委員による相談所】

場所	10月～12月の相談日時
イズミヤ和歌山店 1階 珈琲館横	10月13日 11月24日 12月8日 13時30分～15時30分
北コミュニティセンター (和歌山市直川326番地の7)	10月26日 12月14日 13時30分～15時30分
西コミュニティセンター (和歌山市砂山南3丁目1番11号)	11月30日 13時30分～15時30分
スーパーセンターオークワパームシティ和歌山店	現在、店舗改装中のため、年内休止

※ 1月以降の相談所開設日は、きくみみ和歌山ホームページをご覧ください。